

第5次男女平等参画推進計画等の評価方法について（案）

1 担当課評価

各課が担当事業ごとに下記の基準に基づき評価を行う。

評価	評価基準
A	事業・取組み計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。
B	事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。
C	事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。
D	未実施のもの。

2 委員会の業務

委員会は、担当課評価を受けて、施策ごとの評価、報告書の総評（第4次計画では「はじめに」、「これからの課題」）、重点課題ごとに総括した評価（コメント）を行う。

施策ごとの評価では、評価は施策全体で行う。

3 委員会評価基準

各委員は、各課から提出された担当課評価を参照して、自身の担当部分の施策単位（Excelのタブ単位）を下記の基準に基づき評価を行う。

評価	評価内容
A	課題に対する取り組みが十分である。
B	課題に対する取り組みが概ね十分である。
C	課題に対する取り組みに一部改善の必要がある。
D	課題に対する取り組みが不十分である。